ほっかいどう未来チャレンジ応援会議開催要綱

（設置）

第１条　北海道の将来を担う人材の育成を図るために設置した「北海道未来人財応援基金」(愛称：ほっかいどう未来チャレンジ基金。以下「基金」という。)の維持運営及び基金を財源に実施する助成事業における対象者の選考、海外派遣、帰国後の交流のほか、制度の検証や必要な改善等について助言等を求めるため、ほっかいどう未来チャレンジ応援会議（以下「応援会議」という。）を開催する。

（構成団体）

第２条　応援会議は全体会と部会で構成する。全体会と部会の種類及び構成団体は別表に定める。

（全体会の所掌事項）

第３条　応援会議全体会は、次に掲げる事項を所掌する。

　(1) 経済界及び市町村の見地からの基金の安定的な維持運営に関する助言・提案

(2) 応援事業のあり方や次年度に向けた改善事項など、応援事業全般に関する助言・提案

　(3) その他全体会運営に必要な事項

（部会の所掌事項）

第４条　応援会議部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 対象者の選考のための専門的な審査

(2) 公募方法、選考基準、審査方法及び事業運営など部会の所掌事業全般に関する助言・提案

(3) その他部会運営に必要な事項

（委員）

第５条　全体会及び部会の委員は、構成団体が必要な専門的知見を有する者として推薦する者とする。

２ 委員は構成団体ごとに１名とする。ただし、北海道の委員を除く。

（座長等）

第６条　部会は座長を委員の互選により選出する。全体会は円卓会議方式とし、座長等は置かないものとする。

（会議）

第７条　全体会は事務局が招集し、部会は座長が招集する。

（部会における審査等）

第８条　部会は、別に定める審査実施要領によって審査し、候補者を選考する。

（委員の責務）

第９条　全体会及び部会の委員は、公正、公平に所掌事務を遂行しなければならない。

２ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務処理）

第10条　全体会及び部会の事務は、北海道総合政策部国際局で処理する。

２ 全体会及び部会は、審議等における公正を確保するため、議事概要を整備しなければならない。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、全体会及び部会の運営等に関し必要な事項は、全体会にあっては事務局が、部会にあっては座長がそれぞれの会議に諮って定める。

（その他）

第12条　別表で定める学生留学部会に関する第５条から第11条の規定による事項については、北海道創生・海外留学支援協議会規約の定めにより規定するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成２９年４月１７日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

（別表）ほっかいどう未来チャレンジ応援会議の構成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議の区分 | | 構成団体 |
| 全体会 | | 北海道経済連合会  （一社）北海道商工会議所連合会  北海道市長会  北海道町村会  北海道 |
| 部　会 | 学生留学 | 北海道創生・海外留学支援協議会幹事会の構成団体等 |
| スポーツ | （公財）北海道スポーツ協会  （公財）北海道障がい者スポーツ協会  北海道教育大学岩見沢校  北海道教育大学札幌校  北海道 |
| 文化芸術 | （公財）北海道文化財団  北海道文化団体協議会  （公財）札幌市芸術文化財団  北海道教育大学岩見沢校  北海道大学大学院  北海道 |
| 未来の匠 | （一社）全日本司厨士協会北海道地方本部  北海道菓子工業組合  北海道職業能力開発協会  札幌商工会議所  北海道 |